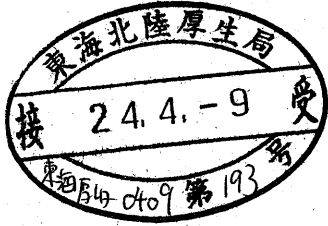


保 発 0 3 2 6 第 7 号  
平 成 2 4 年 3 月 2 6 日

地方厚生（支）局長  
都 道 府 県 知 事 } 殿



厚生労働省保険局長

「指定訪問看護の事業を行う事業所に係る健康保険法第88条第1項の規定に  
基づく指定等の取扱いについて」の一部改正について

「指定訪問看護の事業を行う事業所に係る健康保険法第88条第1項の規定に基づく指定等の  
取扱いについて」（平成12年3月31日保発第72号・老発第400号）について下記のとおり改正す  
ることとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の指定訪問看護ステーション等に対し  
て周知徹底を図らりたい。

記

1 第二の1の(1)から(3)を次のように改める。

- (1) 健保法第89条第2項の規定により、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の  
規定による指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者(訪問看護の事業を行う者  
に限る。以下同じ。)及び同法第42条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス  
事業者の指定を受けようとする者(訪問看護の事業を行う者に限る。以下同じ。)以下  
「申請者」という。)が健保法第89条第2項ただし書きに規定する別段の申出(以下「別  
段の申出」という。)を行わないときは、当該申請者は、指定居宅サービス事業者又は指  
定地域密着型サービス事業者の指定を受けることにより、同時に健保法第89条第1項の  
指定があったものとみなされるものであること。
- (2) 申請者から指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者の指定申請を  
受けたとき及び指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者の指定を行  
ったときは、都道府県知事又は市町村長はその旨を地方厚生（支）局長に通知するもの

とすること。なお、市町村長は、すでに指定訪問看護ステーションの指定を受けている事業所が、当該事業所と一体的に運営する指定地域密着型サービス事業所（訪問看護の事業を行う場合に限る。以下同じ。）の指定を新たに受ける場合についても、地方厚生（支）局長に通知すること。

- (3) 都道府県知事が指定居宅サービス事業者の指定を行った場合又は市町村長が地域密着型サービス事業者の指定を行った場合において、健保法第89条第2項の規定により指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされる場合にあっては、地方厚生（支）局長は、(2)の都道府県知事又は市町村長からの通知を受け、速やかに指定通知書に指定訪問看護ステーションコードを付記し、これを申請者に交付するほか、審査支払機関に通知すること。

## 2 第二の2の(1)から(3)を次のように改める。

- (1) 健保法第89条第2項ただし書の規定により、申請者が別段の申出を行った場合には、健保法第89条第1項の指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされないこととされているところであるが、その申出に際しては、施行規則第76条の規定に従い、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者の指定申請書の提出にあわせて、必要事項を記載した様式第2の申出書を当該申出に係る訪問看護を行う事業所の所在地を管轄する地方厚生（支）局長に提出すること。
- (2) 施行規則第76条の規定により申出書に記載すべき事項の具体的内容は次のとおりであること。
- ① 当該申請に係る居宅サービス事業又は指定地域密着型サービス事業を行う事業所の名称及び所在地
  - ② 当該指定居宅サービス事業又は地域密着型サービス事業を行う事業所の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
  - ③ 指定訪問看護の事業を行わない旨
- (3) 申出書の提出を受けた場合には、地方厚生（支）局長は、記載事項を確認して受理するものとする。また、申出の要件を満たしているものとして申出書を受理した場合にあっては、受理番号を決定し、提出者に対して副本に受理番号を付して通知するものとする。なお、当該事務を実施するに当たっては、地方厚生（支）局及び都道府県介護保険主管部（局）又は市町村介護保険主管部（局）の間で十分な連携をとりつつ行われたいこと。

## 3 第二の3の(1)から(3)を次のように改める。

- (1) 健保法及び介護保険法の各法に基づき、双方の指定訪問看護の指定を受けている事業者が、健保法第93条又は介護保険法第75条の規定により当該指定に関する変更等の届出を行う場合は、各法の規定に基づき、健保法上の指定訪問看護については地方厚生（支）局長に対して、介護保険法上の指定訪問看護については都道府県知事又は市町村

長に対して、それぞれ別に行う必要があること。

- (2) 地方厚生（支）局長又は都道府県知事若しくは市町村長に対して事業者からの変更等の届出があった場合には、当該事業者が健保法及び介護保険法の両方の指定を受けている者であるか否かを確認し、両方の指定を受けている者である場合については、当該事業者に対し、改めて(1)について説明する必要があること。
- (3) 地方厚生（支）局長又は都道府県知事若しくは市町村長が、変更等に係る届出を受理するにあたっては、相互に連携し、同日付けで受理するよう努めること。

4. 様式第1及び様式第2を別紙のように改める。

(表 面)

※ 番号	
※ 指定訪問看護ステーションコード	
① 訪問看護ステーション	所在地
② 申請者氏名・法人代表者氏名	主たる事業所の所在地 法人代表者氏名
③ 管理者	氏名 保健師・助産師・看護師 保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録番号
④ 指定を受けた場合の当該指定に係る訪問看護等の事業の開始予定年月日	年 月 日
⑤ ①の主たる所在地以外の場所の一部実施する事業所	所在地 代表者氏名
⑥ 健康保険法第89条第4項第4号から第6号までのいずれか(指定欠格事由)に該当	該当する法律名 内容 該当年月日 処分権者等

上記のとおり申請します。  
平成 年 月 日

申請者の名称及び主たる事業所の所在地  
代表者の職名及び氏名

地方厚生(支)局長 殿 印

記入上の注意

- 1 ③の欄は、該当する文字を○印で囲むこと。
- 2 ⑤の欄は、指定欠格事由に該当しない場合（平成18年10月1日前にした行為により罰金又は禁錮以上の刑に処せられた場合を含む。）は無を○で囲み、有を○で囲んだ場合は次の該当する法律名を記載すること。

また、内容欄には、指定欠格事由の内容及び非該当となる年月日を記載すること。  
該当法律

- ・ 健康保険法
- ・ 船員保険法
- ・ 医師法
- ・ 歯科医師法
- ・ 保健師助産師看護師法
- ・ 医療法
- ・ 私立学校教職員共済法
- ・ 国家公務員共済組合法
- ・ 国民健康保険法
- ・ 薬事法
- ・ 薬剤師法
- ・ 地方公務員等共済組合法
- ・ 高齢者医療確保法

※印の欄には記入しないこと。



(参考)

指定訪問看護の事業を行う事業所に係る健康保険法第88条第1項の規定に基づく指定等の取扱いについて(平成12年3月31日保発第72号・老発第400号・抜粋)

第二 健保法第89条第2項の規定に基づき指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされる場合の取扱いについて

1 指定があったものとみなされる場合について

- (1) 健保法第89条第2項の規定により、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者(訪問看護の事業を行う者に限る。以下同じ。)及び同法第42条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者(訪問看護の事業を行う者に限る。以下同じ。)以下「申請者」という。)が健保法第89条第2項ただし書きに規定する別段の申出(以下「別段の申出」という。)を行わないときは、当該申請者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者の指定を受けることにより、同時に健保法第89条第1項の指定があったものとみなされるものであること。
- (2) 申請者から指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者の指定申請を受けたとき及び指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者の指定を行ったときは、都道府県知事又は市町村長はその旨を地方厚生(支)局長に通知するものとする。なお、市町村長は、すでに指定訪問看護ステーションの指定を受けている事業所が、当該事業所と一体的に運営する指定地域密着型サービス事業所(訪問看護の事業を行う場合に限る。以下同じ。)の指定を新たに受ける場合についても、地方厚生(支)局長に通知すること。
- (3) 都道府県知事が指定居宅サービス事業者の指定を行った場合又は市町村長が地域密着型サービス事業者の指定を行った場合において、健保法第89条第2項の規定により指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされる場合にあっては、地方厚生(支)局長は、(2)の都道府県知事又は市町村長からの通知を受け、速やかに指定通知書に指定訪問看護ステーションコードを付記し、これを申請者に交付するほか、審査支払機関に通知すること。
- (4) 地方厚生(支)局長は、健保法第89条第2項の規定により指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされたものも含め、指定訪問看護ステーションに関する指定台帳を作成し、その管理等を行うこととする。

2 指定訪問看護事業者の別段の申出について

- (1) 健保法第89条第2項ただし書の規定により、申請者が別段の申出を行った場合には、健保法第89条第1項の指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされないこととされているところであるが、その申出に際しては、施行規則第76条の規定に従い、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者の指定申請書の提出にあわせて、必要事項を記載した様式第2の申出書を当該申出に係

る訪問看護を行う事業所の所在地を管轄する地方厚生(支)局長に提出すること。

(2) 施行規則第76条の規定により申出書に記載すべき事項の具体的内容は次のとおりであること。

① 当該申請に係る居宅サービス事業又は指定地域密着型サービス事業を行う事業所の名称及び所在地

② 当該指定居宅サービス事業又は地域密着型サービス事業を行う事業所の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

③ 指定訪問看護の事業を行わない旨

(3) 申出書の提出を受けた場合には、地方厚生(支)局長は、記載事項を確認して受理するものとする。また、申出の要件を満たしているものとして申出書を受理した場合にあっては、受理番号を決定し、提出者に対して副本に受理番号を付して通知するものとする。なお、当該事務を実施するに当たっては、地方厚生(支)局及び都道府県介護保険主管部(局)又は市町村介護保険主管部(局)の間で十分な連携をとりつつ行われたいこと。

### 3 変更等の届出について

(1) 健保法及び介護保険法の各法に基づき、双方の指定訪問看護の指定を受けている事業者が、健保法第93条又は介護保険法第75条の規定により当該指定に関する変更等の届出を行う場合は、各法の規定に基づき、健保法上の指定訪問看護については地方厚生(支)局長に対して、介護保険法上の指定訪問看護については都道府県知事又は市町村長に対して、それぞれ別に行う必要があること。

(2) 地方厚生(支)局長又は都道府県知事若しくは市町村長に対して事業者からの変更等の届出があった場合には、当該事業者が健保法及び介護保険法の両方の指定を受けている者であるか否かを確認し、両方の指定を受けている者である場合については、当該事業者に対し、改めて(1)について説明する必要があること。

(3) 地方厚生(支)局長又は都道府県知事若しくは市町村長が、変更等に係る届出を受理するにあたっては、相互に連携し、同日付けで受理するよう努めること。